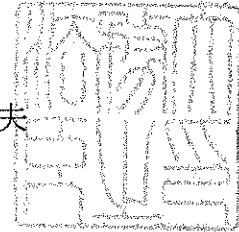


法務省民総第 4 1 7 号

平成 2 4 年 2 月 1 6 日

官民競争入札等監理委員会
委員 長 落 合 誠 一 殿

法 務 大 臣 小 川 敏 夫



登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の適正かつ確
実な実施を確保するための措置について（通知）

標記の措置について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平
成 1 8 年法律第 5 1 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり指示しましたので、通知します。

記

1 指示した事業者

- (1) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目 3 7 番 1 2 号
商号：A T G c o m p a n y 株式会社
- (2) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目 3 7 番 1 2 号
商号：アイエーカンパニー合資会社

2 指示事項

- (1) 平成 2 3 年 7 月 1 1 日付け法務省民総第 1 6 4 6 号及び第 1 6 4 7 号を
もって指示した新たなコンプライアンス体制の構築の一環として、健康保
険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践並びに労働社会保険諸
法令の遵守を確保するために社会保険労務士の確認を受けるなどの追加の
体制を整備すること。
- (2) (1)の追加の体制の整備について、本月 2 9 日までに当省宛て報告する
こと。
- (3) 健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の履践状況（本年 3 月分か
ら 7 月分まで）について、社会保険労務士の確認を受けた上で、本年 8 月
3 1 日までに当省宛て報告すること。

3 指示した理由

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（以下「本事務」という。）については、法第20条第1項の規定に基づき、当省の地方支分部局である法務局又は地方法務局と事業者との間で業務委託契約を締結し、その実施を委託しているところ、今般、当該事業者のうち上記1の各事業者が、健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続において虚偽の届出をしていたという事実（以下「本件事実」という。）が判明した。

本件事実は、コンプライアンスの観点から看過することができないものであり、このようなコンプライアンスの欠如は、本事務の従事者の安定的な確保、ひいては本事務の適正かつ確実な実施の確保に支障を生じさせるものである。

そこで、上記1の各事業者に対し、法第27条第1項の規定に基づき、上記2の事項について必要な措置をとるべきことを指示することとした。